

第1期益田市重層的支援体制整備事業実施計画

(令和7年度～9年度)

令和7年7月策定

益田市

目 次

1	計画の背景・目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	各事業の実施内容及び実施体制	3
I	相談支援	3
(1)	包括的相談支援事業	3
(2)	多機関協働事業	4
(3)	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	5
II	参加支援	6
III	地域づくりに向けた支援	7
5	事業体系図	8

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景・目的

社会の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてきた、支え合いの機能といった役割の一部を代用する必要性の高まりに対応し、高齢者、障がい者、子どもなどの対象ごとや、生活に必要な機能ごとに、公的な支援制度が整備され、日本の福祉サービスは充実・発展してきました。その一方で、共働き世帯や高齢者の増加により子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となり、核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、家族や地域内の支援力、つまり支え合いの機能が低下するという状況があります。また、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、世帯単位で複数分野の課題を抱えるといった状況がみられるようになり、こうした課題に対して、地域全体で支える力を再構築することが求められています。分野ごとに相談・支援を提供しても、十分な相談・支援が実現できるとは限らない状況が生じ、そのためには、対象者の状況に応じて、分野を問わない包括的な相談・支援を行うことが必要です。

このような背景から、包括的な相談・支援の必要性が高まり、国では社会福祉法改正により市町村は包括的な支援体制の整備に努めるものとし、令和2年（2020年）の改正で社会福祉法第106条の4第1項にその取組を進めるための「重層的支援体制整備事業」を規定しました。

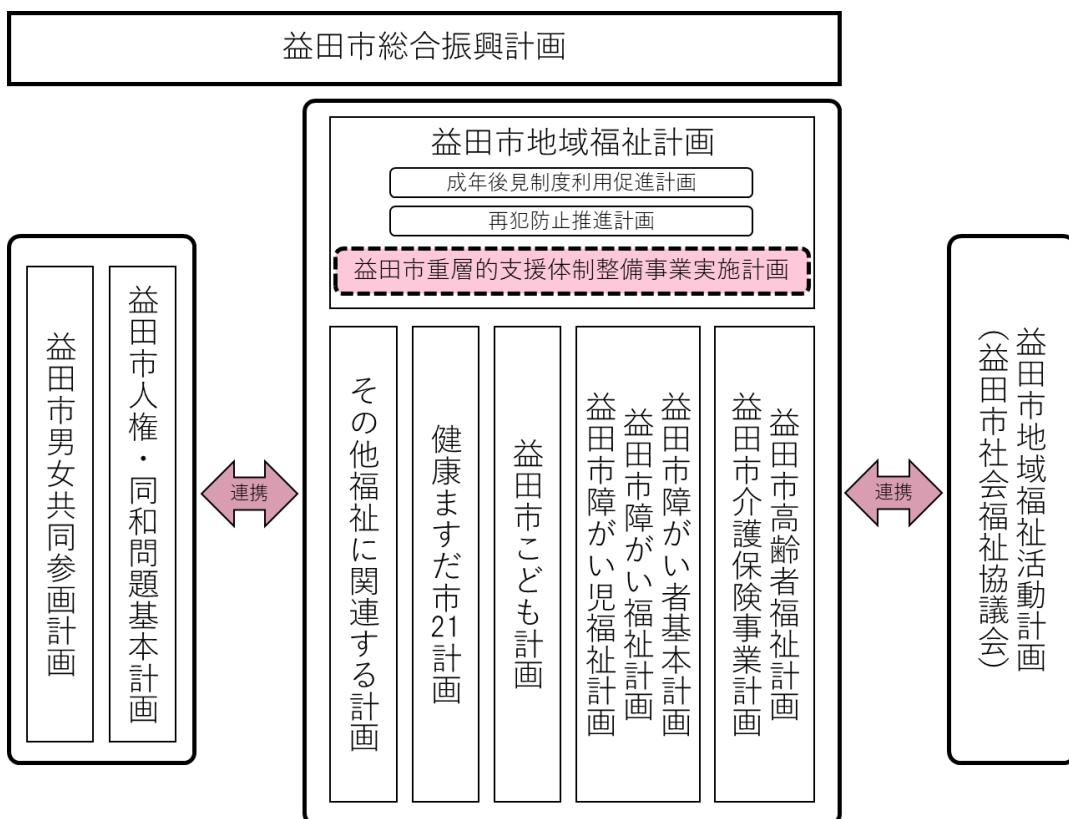
「重層的支援体制整備事業」では、包括的支援体制を構築するために必要な3つの支援、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に展開することが求められています。

これらの国の動向を受け、益田市（以下「本市」とする。）では「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を実施してきました。その取組を踏まえ、令和7年度から実施する「重層的支援体制整備事業」を適切かつ効果的に実施するため、令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）を計画期間とする「第1期重層的支援体制整備事業実施計画（以下「本計画」という。）」を策定します。



2. 計画の位置づけ

- 社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業体制に関する事項等を定めた「益田市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。
- また本計画は、個別の福祉計画の上位計画である「益田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念に基づき、各種関連計画と連携・整合を図りながら、包括的支援体制の構築を進めていきます。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 9 年度までとし、「第 4 期益田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に包含します。毎年度、本計画の評価・取組の見直しについて益田市地域福祉計画審議会にて検討いたします。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10～
地域福祉計画・地域福祉活動計画			第 4 期計画			第 5 期計画
重層的支援体制整備事業実施計画			第 1 期計画		第 2 期計画	

4. 各事業の実施内容及び実施体制

(1) 相談支援 (P 9 体系図 ①～③)

①包括的相談支援事業 (社会福祉法第 106 条第 2 項第 1 号)

相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。

相談を受け止めた機関単独では解決が難しい事例は、適切な支援関係機関と連携を図りながら支援を行います。また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各支援関係機関等と連携を図りながら支援を行います。

【実施体制】

高齢者	主な拠点名称	地域包括支援センター (市内 5 カ所)
	担当課	市高齢者福祉課
	役割	市内に居住する 65 歳以上の人を対象に、介護・福祉・保健・医療等に関する総合的な相談窓口です。権利擁護・虐待防止などに向けた支援も行っています。
	運営形態	委託 (市社会福祉協議会、益田市医師会、社会福祉法人梅寿会)
障がい者・児	主な拠点名称	基幹相談支援センター (市内 1 カ所)
	担当課	市障がい者福祉課
	役割	障がいのある方やそのご家族などからの相談に対応とともに、必要に応じて関係機関と連携して支援を行うなど、地域の相談支援の中核的な役割を担っています。
	運営形態	委託 (社会福祉法人梅寿会)
子ども	主な拠点名称	こども家庭センター (市内 1 カ所)
	担当課	市子ども家庭支援課
	役割	母子保健と児童福祉の専門性を活かし、妊娠婦、子育て世帯、子どもへの相談支援を切れ目なく一体的に行います。
	運営形態	直営 (市子ども家庭支援課)
生活困窮	主な拠点名称	自立相談支援機関 (あんしん生活支援センター) (市内 1 カ所)
	担当課	市総合支援課
	役割	生活に不安や心配がある方を対象に、自立に向けた相談窓口です。
	運営形態	委託 (市社会福祉協議会)

②多機関協働事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号）

重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の支援機関をサポートし、益田市における包括的な支援体制を構築できるよう支援します。

また、重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるよう支援します。さらに、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した世帯の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めます。

【実施体制】

担当課	市総合支援課
役割	複雑化・複合化している課題を抱える世帯に対し、「ひとまる会議*」を運営し、サポートを行います。
運営形態	直営（市総合支援課）

*ひとまる会議（支援会議・重層的支援会議）

支援関係機関が複雑化・複合化した課題を抱える世帯を発見し、市総合支援課へ相談があがった際に、必要に応じてその世帯に関わる機関や今後関わり得る機関を招集し、「ひとまる会議（支援会議・重層的支援会議）」を開催します。

「ひとまる会議」では、相談世帯の情報収集や情報共有、課題の整理、また支援関係機関の役割分担及び今後の支援の方向性について、支援者がチームとなり協議します。

本市では、多機関協働事業で位置付けられている支援会議と重層的支援会議の機能をまとめて「ひとまる会議」という名称に変更し、運営しています。

支援会議とは

社会福祉法第106条の6に規定されている会議。支援会議に出席する支援チームに守秘義務を設けているため、チームが安心して複雑化・複合した課題、潜在的な課題を抱える世帯に関する情報の共有等を行うことが可能です。

各支援関係機関が把握している課題を抱えた世帯の情報共有や必要な支援体制について検討します。

重層的支援会議とは

多機関協働事業に規定されている会議。支援を必要とする世帯の同意のもと、支援チームとともに情報共有や支援体制について検討します。重層的支援会議も支援会議と同様守秘義務を設けています。

③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第4号）

複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けます。

また、各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集し、ニーズを抱える相談者を見つけます。本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。

アウトリーチ機能がある各分野の相談機関については、複数分野にまたがる複合化した課題、生活課題が複雑化した課題を抱えているために、支援が難しい状況にある等といったケースの場合、相談機関と一緒にアウトリーチを行い、状況の確認・課題の整理を行います。

各分野の相談機関に繋がりそうなケースの発見になりうるが、アウトリーチ機能がない機関からの相談を受け、アウトリーチを行います。アウトリーチにより、潜在的な課題を抱える人の発見、必要な支援が届いていない人に対して、適切な機関へ繋げるなどのマッチングを行います。例えば、公共料金の支払いが滞っている世帯への背景には、福祉的な支援を必要とする課題が潜んでいるのではないかという考え方のもと、債権管理部署との連携を通じて、福祉的な支援が届いていない世帯へ支援を繋げられるような取組を行います。

【実施体制】

担当課	市総合支援課
役割	複合化・複雑化した課題を抱える世帯や潜在的な課題を抱える世帯を把握し、アウトリーチ等を通じて支援方法を検討し、継続的に支援を実施します。
運営形態	直営（市総合支援課）

(2) 参加支援 (P 9 体系図 (4))

参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行います。また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくります。

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをします。また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをします。

【実施体制】

担当課	市総合支援課
役割	社会とのつながりを作るための支援を行い、本人への定着支援と受け入れ先の支援を行います。
運営形態	直営（市総合支援課）

(3) 地域づくりに向けた支援 (P9 体系図 ⑤)

地域づくり支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備したり、交流、参加、学びの機会を生み出すための個別の活動や人のコーディネート、地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図ります。

【実施体制】

事業名	地域介護予防活動支援事業
担当課	市高齢者福祉課
役割	通いの場の充実のため、いきいき百歳体操等の方法を取り入れ、住民全体の介護予防活動の支援と担い手の育成を推進します。
運営形態	直営（市健康増進課）

事業名	生活支援体制整備事業
担当課	市総合支援課
役割	生活支援コーディネーターや協議体を通して、地域の課題や不足しているサービスの発見、地域資源の把握・開発等支え合いの地域づくりを進めます。買い物支援やお弁当・食材の配達など地域の実情に合わせて行っています。
運営形態	委託（市社会福祉協議会）

事業名	地域活動支援センター事業
担当課	市障がい者福祉課
役割	障がい者に創作的活動、生産活動の機会を提供し、地域との交流の促進などを図るための支援を行っています。
運営形態	委託（社会福祉法人はぴねす福祉会、NPO法人息域スペース ポコ・ア・ポコ）

事業名	地域子育て支援拠点事業
担当課	市子ども家庭支援課（市子育て支援センター）
役割	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
運営形態	直営（市子育て支援センター）

事業名	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
担当課	市総合支援課
役割	地域住民などが地域の生活課題を把握し解決できる環境の整備を行います。
運営形態	直営（市総合支援課）

5. 事業体系図

P3～8の5つの事業は個別に行うのではなく、一体的に展開することが求められています。

益田市では、以下のイメージ図を設け、5つの事業を連携させながら包括的な支援体制の構築に取り組んでいきます。

イメージ図番号の①～⑤の数字は、P 3～8の事業説明と連動しています。

益田市重層的支援体制整備事業イメージ図

